

平成21年1月 21日
運輸安全委員会事務局総務課広報室

平成21年1月12日に発生した第八きさ丸行方不明事故について

標記について、当委員会は、1月14日に神戸事務所から調査官を派遣し、同事務所から地方広報を行いましたが、その後、調査の過程で原因を明らかにすることが著しく困難なことから、重大な船舶事故として取り扱うこととしました。

(運輸安全委員会事務局組織規則第9条第1項第6号口を適用)

なお、別添は、1月14日に神戸事務所にて広報を行った資料です。

【参考条文】

運輸安全委員会事務局組織規則第9条第1項第6号口を適用

第九条

国土交通省組織令第二百四十三条の九第一号の国土交通省令で定める重大な船舶事故等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(以下、省略)

第6号

前各号に掲げるもののほか、次のイからハまでのいずれかに該当するものとして委員会が認めたもの

イ 特に重大な社会的影響を及ぼしたもの

ロ その原因を明らかにすることが著しく困難であるもの

ハ 船舶事故等の防止及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のための

重要な教訓が得られるもの

連絡先

運輸安全委員会事務局総務課広報室

大須賀（内線 54131）

赤平（内線 54133）

TEL03-5253-8819（直通）

船舶事故調査情報

平成21年1月14日

国土交通省 運輸安全委員会事務局神戸事務所

当委員会は、下記船舶事故を調査するため、

1月14日に神戸事務所から

首席地方事故調査官 黒岩 貢

地方事故調査官 真鍋 健一 を

阪神港大阪区弁天埠頭に派遣した。

記

1. 発生日時／場所

平成21年1月12日 11時45分ころ 和歌山県市江崎沖

2. 船舶等

(1) 船名	第八きさ丸	503
(2) 船舶種類	引船	台船
(3) 総トン数	49.75トン	長さ50メートル(積載物なし)
(4) 乗組員	3人(船長、機関長、甲板員)	
(5) 行方不明者	上記3人	

3. 事故の概要

大阪港弁天埠頭から愛知県蒲郡港へ向け航行中の引船第八きさ丸より、所有者の(有)丸徳海運に連絡があり、「本船が傾斜している」との通報があった。

その後海上保安庁などの捜索で、和歌山県市江崎南西26キロメートル(14海里)にて台船が発見されたが、現在まで第八きさ丸、乗組員3人は見つかっていない。

連絡先

運輸安全委員会事務局神戸事務所

事故調査調整官 山本

078-331-7258(直通)